

住宅型有料老人ホーム 春風
管理運営規定

住宅型有料老人ホーム春風 管理運営規定

第1章 総則

第1条 (目的)

この規定は、医療法人社団養寿園が設置運営する住宅型有料老人ホーム「春風」(以下「事業所」という)の管理、運営ならびに利用に関する事項を定めたもので、入居者が快適で心身ともに充実、安定した生活を営むことに資するとともに、事業所の良好な生活環境を確保することを目的とします。

第2条 (運営方針)

1. 事業運営にあたっては、入居者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じて、家庭的環境のもとで自立した生活が営むことができるよう、生活全般にわたる支援を行い、入居者の処遇に万全を期するものとします。
2. 事業所は、事業運営にあたり、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

第3条 (事業所の名称等)

事業所の名称及び所在地は次のとおりとします。

名 称 春風

所在地 福岡県北九州市門司区鳴竹1丁目14番17号

第4条 (事業所種別、入居者の定員および居室数)

事業所の類型は、住宅型有料老人ホームです。

入居定員は60名とし、各居室の定員は1名とします。

第2章 職員の配置等

第5条 (職員の職種、員数および職務内容)

1 事業所に勤務する職員の職種、員数および職務内容は、次のとおりとします。

(1) 管理者・・・・・・・・・・・・・・・・・・1名(常勤)

事業所の職員および業務の管理を行います。また、入居者及びその家族の生活相談に対応するとともに、必要な助言その他の援助を行います。

(2) 生活相談員・・・・・・・・・・・・・・・・・・1名(常勤)

入居者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じた自立した日常生活が送れるよう。日常生活全般の援助を行います。

(3) 栄養士・・・・・・・・・・・・・・・・・・株式会社MOS ウイングに委託

献立作成、栄養量計算及び給食記録、調理員の指導等の給食業務全搬ならびに入居者

の栄養指導に従事します。

2 事業所は、前項に定めるもののほか、必要に応じてその他の職員を置くことができます。

第6条（職員の研修）

事業所は、職員に対して、採用時または採用後において、次の各号の研修を行います。

- (1) 高齢者の心身の特性。
- (2) 実施するサービスのあり方及び内容。
- (3) 介護に関する知識及び技術(作業手順含む)。
- (4) その他必要と認められる内容。

第7条（職員の健康管理）

事業所は、職員の心身の健康に留意し、職員の疾病の早期発見および健康状態の把握のため、次の各号の健康診断をおこなうものとします。

- (1) 採用時の健康診断
- (2) 年1回の定期健康診断
- (3) 調理委託業者の職員は毎月1回以上の検便検査。

第3章 事業所の管理運営

第8条（名簿等の整備）

事業所は、入居者とその身元引受人等の氏名および連絡先を明らかにした名簿ならびに入居者の状況に関する帳簿を作成します。

第9条（緊急時の対応）

事業所は、事故・急病・負傷に関して、主治医との連絡を密にして迅速かつ適切にしかるべき協力医療機関への搬送、医療処置(往診対応または看護師による処置)、応急処置(往診対応または看護師による処置)がおこなわれるような配慮に努めます。

第10条（非常災害時の対応）

- 1 事業所は、非常災害等が発生したときは、入居者の避難等適切な処置を行います。
- 2 事業所は、災害または不測の事態に備えて適切な対応ができるよう、少なくとも毎年1回避難訓練を行います。

第11条（入居者の安否確認）

事業所は、入居者の安否確認又は状況把握については、安全・安心の確保の観点のみならず、プライバシーの確保について十分に考慮する必要があることから、その方法等については、運営懇談会その他の機会を通じて入居者の意向の確認、意見交換等を行い、できる限りそれを尊重したものとす。

第12条（医療機関の連携）

- 1 事業所は、医療機関と協力体制をとり、当該医療機関との協力内容、当該協力医療機関の診療

科目等について、入居者に周知します。

2 通常診療については、入居者または事業所の判断により、往診により治療するものとします。

第 13 条（運営懇談会の設置）

1 事業所は、管理者、職員および入居者代表により組織する運営懇談会を設置するとともに、入居者のうち要介護者等については、その身元引受人等に出席を呼びかけるものとします。

2 運営懇談会は、事業所の運営について外部からの点検が働くように、事業所関係者および職員以外の第三者的立場にある学識経験者、民生委員などを加えることもあります。

3 事業所は、運営懇談会において、入居者の状況、サービスの提供状況および共益費、管理運営費と食費の収支等の内容を報告するとともに、入居者の要望、意見を運営に反映させるように努めるものとします。

第 14 条（身元引受人への連絡）

事業所は、入居者の生活に必要な場合、身元引受人等に連絡を取るとともに、入居者の意向に応じて、関連諸制度、諸施策の活用についても迅速かつ適切に対応するものとします。

要介護者等については、入居者の生活および健康状態ならびにサービスの提供状況を身元引受人等に定期的に報告するものとします。

第 15 条（金銭管理）

入居者の金銭、預金等の管理は、入居者自身が行うことを原則とします。

ただし、入居者本人が特別に事業所に依頼したとき、又は入居者本人が認知症等により十分な判断能力を有せず、金銭等の適切な管理ができないと認められるときは、身元引受人等の承諾を得たうえで、必要な金銭等を事業所で立て替えて支払い、毎月の利用料等の請求時にその使用状況を報告するとともに請求、清算するものとします。

第 16 条（苦情処理）

1 入居者および家族からの苦情は、管理者が受付窓口とします。

また、適切な場所に「ご意見・ご要望カード」を設置し、迅速かつ適切に対応するよう努めることとします。

2 前項の苦情を受け付けたときは、その苦情の内容等を記録します。

第 17 条（損害賠償）

事業所は、入居者にサービスを提供するに際して賠償すべき事故が発生した時は、すみやかにその損害を賠償するものとする。

第 18 条（入居）

1 事業所への入居は、原則として要介護認定で要支援または要介護と認定された 65 歳以上の方で入居希望者と管理者及び生活相談員との面談により行うものとします。

2 管理者は、新たに入居した者に面談を行い、事業所の目的、方針、目標、入居者心得その他必要な事項を説明して、安心と信頼感をいだかせるよう努めるものとします。

第 19 条（入居にあたっての留意事項）

入居者は、事業所への入居にあたって、次の各号に留意します。

- (1) 事業所の生活は共同生活であること。
- (2) 事業所の秩序や風紀および安全衛生を優先すること。
- (3) 健康診断は、特段事情がない限り、受診すること。

第 20 条 (退去)

事業所は、入居者に次の各号へ定める事項があるときは、契約を解除することができます。

- (1) 退去の申し出があったとき。
- (2) 入居者が死亡したとき。
- (3) 無断で退去し、帰所の見込みがないとき。
- (4) 入院または外泊が連続して 1 ヶ月を超えるとき、または予想される時点で、復帰の目途が立たないとき。ただし事業所の一方的な判断によらず、入居者および身元引受人に弁明の機会を与えるものとします。
- (5) 共同生活の秩序を著しく乱し、他の入居者に迷惑をかける恐れがあるとき。
- (6) 利用料等その他の支払いを怠って、その滞納額が 2 ヶ月分に達し、支払われる見込みがないと事業所が判断したとき。
- (7) 不正の手段によって入居したとき。
- (8) 提出書類等で虚偽の申告があったとき。
- (9) 介護保険の認定更新において、自立と認定されたとき。
- (10) 認知症等で他の入居者に迷惑となるような行為が有るとき、又は医療度が高くなり事業所での生活が困難であると判断される時。
ただし、この場合は医師の意見を聞き、一定の観察期間を経たうえで、入居者および身元引受人の同意を得るものとします。
- (11) 本規定の一に違反したとき。
- (12) 退去時は居室クリーニング費用として最大 34,540 円を支払うものとします。
別途、入居者の責による損害、汚損、造作に対しては、その回復にかかる経費を、協議の上精算するものとする。

第 21 条 (死亡)

管理者は、入居者が死亡した場合、原因、日時、場所、その他必要な事項をすみやかに、家族、身元引受人等の関係者に連絡する。

第 5 章 サービスの内容および利用料

第 22 条 (基本原則)

事業所は、入居者の処遇にあたっては、社会福祉および医学、心理学等の知識を活用し、入居者がその心身の状況に応じて快適で規律のある日常生活を明るい環境のもとで営むことができるよう、心掛けるものとします。

第 23 条 (健康管理と治療への協力)

1 事業所は入居者に対し、入居時および年 2 回以上の健康診断を受診する機会を設けるとともに、

常に入居者の健康状態に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な処置をとるように努めるものとします。

第24条（食事）

1 入居者への食事は1日3食とします。

株式会社MOSウイングより配食を得て、事業所で配膳します。

2 食事はできるだけ変化に富み十分なカロリーと栄養分を含み、かつ調理にあたっては入居者の嗜好に考慮し、栄養価の損失を避け、消化吸収の実をあげるよう努力するものとします。

3 栄養士は前項の趣旨にもとづいて献立を作成し、給食の品名および数量を記録、整備するものとします。

4 食事は基本的には食堂で摂っていただきます。但し感染症罹患時など傷病の状態によっては居室にて摂っていただきます（この場合、配膳下膳に係る経費は事業者負担とします）

第25条（欠食の届出）

欠食を届け出るときは、4日前の午後5時までに管理者に申し出るものとします。

届出がない場合は、食事代の実費負担が発生します。

第26条（生活支援サービス）

事業所が提供する生活支援サービスは次表のとおりとします。

| 生活支援サービスの内容 | | 費用負担 |
|-------------|---|--------|
| フロントサービス | ・ 食事、共用施設の利用受付 | 共益費に含む |
| | ・ 取次、予約、手配（クリーニング等） | |
| | ・ 入居者への伝言、宅配便等の代理受領 | |
| | ・ 入居者の在不在の確認、外来者のチェック等 郵便物の転送は実費負担（切手代等） | |
| カウンセリングサービス | ・ 日常的な生活相談 | |
| 緊急時対応サービス | ・ 入居者の身体状況の異常事態に備え、居室内にナースコールを設置 | |
| 清掃サービス | ・ 各居室の生活ゴミは各階ゴミ置き場まで入居者が運び、以後は事業所にて収集 | |
| カルチャーサービス | ・ 自主サークル活動のご支援 | 実費 |
| | ・ 施設内外の行事の企画と開催 | |

第27条（衛生管理）

管理者および生活相談員は、入居者と事業所の保健衛生のため、次の各号の実施に努めるものとします。

(1) 衛生知識の普及および生活慣習。

(2) 年1回以上の大掃除。

(3) その他必要と思われること。

第28条（介護サービス、介護予防サービス等）

- 1 入居者の心身の状況に応じて、自立の支援と日常生活の充実に資するよう適切な居宅サービス事業所の紹介および相談に応じます。
- 2 食事、入浴、排泄、シーツ交換等の介助が必要な入居者は、原則として、外部の介護保険サービスをご利用いただきます。

第 29 条（利用料、その他費用負担）

利用料、その他費用負担については、重要事項説明書に記載のとおりとします。

第 6 章 施設の利用にあたっての留意事項

第 30 条（利用上の注意）

入居者は居室および共用施設、敷地等の利用に関し、その本来の用途に従って善管注意義務をもって利用するものとします。

第 31 条（外出および外泊）

入居者は、外出(短時間のものは除く)または外泊しようとするときは、その都度、外出外泊先、用件、事業所へ帰着する予定日等を管理者に届け出るものとします。

第 32 条（長期の不在）

入居者は、1 ヶ月以上にわたって不在となるときは、あらかじめ長期不在届出書を管理者に届け出るものとします。

第 33 条（面会）

入居者は、外来者と面会しようとするときは、その旨を管理者に届け出るものとします。

第 34 条（健康保持）

入居者は、努めて健康に留意するものとし、事業所でおこなう健康診断は特別の理由がない限り受診するものとします。

第 35 条（衛生保持）

入居者は、事業所の清潔、整頓、その他の環境衛生の保持のため、事業所に協力します。

第 36 条（身上変更の届出）

入居者は、身上に関する重要な事項に変更が生じたときは、すみやかに管理者に届け出るものとします。

第 37 条（禁止または制限される行為）

- 1 入居者は事業所の利用にあたり、次の各号に掲げる行為をしてはいけません。
 - (1) 銃砲刀剣類、爆発物、発火物、有毒物等危険な物品等を搬入、使用、保管すること。
 - (2) 大型の金庫、その他重量の大きな物品等搬入し、または備え付けること。
 - (3) 排水管その他を腐食させるおそれのある液体等を流すこと。

- (4) テレビ等の操作、楽器の演奏その他により大音量等で他の入居者に著しい迷惑をかけること。
- (5) 猛獣、毒蛇等の明らかに他の入居者に迷惑をかける動植物を飼育すること。
- (6) ケンカ、口論、泥酔等により他の入居者に迷惑をかけること。
- (7) 喫煙または火気を用いること。
- (8) 事業所の秩序、風紀を乱し、または安全衛生を害すること。
- (9) 施設、従業員に対する暴言、強迫行為。
- (10) 入居者同士による物品の貸与または贈与（贈与を受けた人にとって不適切な場合がありますので、物品の贈与貸与は慎むこと）
- (11) 他の入居者又は職員に対するハラスメント行為
- (12) 工具類の持ち込み（必要な工具類は、施設より貸与します）

2 入居者は事業所の利用にあたり、事業所の承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為をしてはいけません。

また、事業者は既に承諾した行為であっても、他の入居者等からの苦情その他の場合に、その承諾を取り消すことがあります。

- (1) 観賞用の小鳥、魚等を飼育すること。
- (2) 犬、猫等の動物を目的施設または施設内で飼育すること。
- (3) 居室およびあらかじめ定められた場所以外での共用施設に物品を置くこと。
- (4) 目的施設において営利その他の目的による勧誘、販売、宣伝、広告等の宣伝を行うこと。
- (5) 目的施設の増築、改築、移転、改造、模様替え、居室の造作の改造をともなう模様替え、敷地内に工作物を設置すること。
- (6) 他の入居者に対する迷惑行為（他人の部屋に無断で入る、所持品を扱う等）

第 38 条（損害賠償）

- 1 入居者は、故意または過失によって事業所(設備および備品)に損害を与え、または無断で備品形状を変更した時は、その損害を弁償し、または原状に回復するものとします。
- 2 損害賠償の額は、入居者の収入および事情を考慮して減免することがあります。

第 39 条（第三者の居住）

- 1 入居者は、第三者(以下「同居人」という)を付き添い、介助、看護のため、入居者の居室に居住させようとするときは、あらかじめ事業者の承諾を得るものとします。
ただし、事業者はこの申し出を断ることができるものとします。
- 2 前項の同居人の同居期間中、入居者は事業者に対し、同居人の共益費として、重要事項説明書に定める
共益費を支払うものとします。
また、同居期間中同居人が第 24 条の食事の提供を受けるときは、重要事項説明書に定める食費を支払うものとします。

第7章 雑 則

第40条（改正）

この規定を改正、廃止するときは、医療法人社団養寿園の経営会議の議決を経るものとします。

第41条（施行）

この管理運営規定は平成28年4月1日より施行します。

この管理運営規定は令和4年5月1日より一部改訂します。

この管理運営規定は令和5年8月1日より一部改訂します。